

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
正誤表の送付と様式の差し替えについて

令和3年3月31日付け医政発0331第75号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」について、今般、訂正すべき追加事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。

なお、様式1-1、1-2、1-3、1-4、2、7、10、11については、別添のものへ差し替えますので管内臨床研修施設等への周知につきましてよろしく申し上げます。